【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年10月30日
【会社名】	株式会社 大阪証券取引所
【英訳名】	Osaka Securities Exchange Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　米田 道生
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北浜一丁目８番16号
【電話番号】	(06)4706-0815
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員 藤倉 基晴
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区北浜一丁目８番16号
【電話番号】	(06)4706-0815
【事務連絡者氏名】	総務グループリーダー 西小路 俊之
【縦覧に供する場所】	株式会社 大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目８番16号) 株式会社 大阪証券取引所 東京支社 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号)

１【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は，平成23年11月22日開催の取締役会決議に基づき，当社と株式会社東京証券取引所グループ（以下，「東証グループ」といいます。）の経営統合について合意し，統合契約書を締結いたしました。これにより，当社は，東証グループと合併を行うことを決定したため，金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３の規定に基づき，平成23年11月24日付で臨時報告書を提出いたしました。

この度，当社は，平成24年10月29日開催の当社取締役会において，東証グループとの間で合併契約書を締結することを決定いたしましたので，金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき，臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

２【訂正内容】

訂正箇所は____を付して表示しております。

（訂正前）

１ 当該吸収合併の相手会社についての事項

（１）､(２） （省略）

（３）大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成23年３月31日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
モルガン・スタンレーMUＦG証券株式会社	4.35%
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	2.61%
ゴールドマン・サックス証券株式会社	2.61%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	2.39%
リテラ・クレア証券株式会社	1.78%

（４）提出会社との間の資本関係，人的関係及び取引関係

（平成23年３月31日現在）

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	当社の取締役１名は東証グループの子会社である株式会社日本証券クリアリング機構の取締役を兼務しております。
取引関係	当社は，当社が開設する市場で行われた現物株等の取引に係る清算機関として東証グループの子会社である株式会社日本証券クリアリング機構を指定している等の取引関係があります。

２ 当該吸収合併の目的

当社は，金融商品取引法上の株式会社金融商品取引所及び金融商品取引清算機関であり，取引所金融商品市場の開設・運営及び金融商品債務引受業を主な事業としています。当社が開設する取引所金融商品市場では，株価指数先物・オプション取引を始めとするデリバティブ取引及び市場第一部・第二部，ＪＡＳＤＡＱ及び上場投資信託受益証券（ＥＴＦ）等を始めとする有価証券の売買を行っております。その中でも，日経平均株価先物取引，日経225mini及び日経平均株価オプション取引は，我が国を代表するデリバティブ商品であり，当該商品を中核としたデリバティブ取引に係る業務は，当社の競争力の主要な源泉となっております。

一方，東証グループは，株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。），東京証券取引所自主規制法人，株式会社日本証券クリアリング機構を含む連結子会社５社及び持分法適用関連会社４社を有する金融商品取引法上の金融商品取引所持株会社であり，取引所金融商品市場の開設・運営を主な事業内容としております。東証が開設する取引所金融商品市場には，大きく分けて，株券，ＥＴＦ，ＲＥＩＴ等の有価証券を売買する現物市場と，ＴＯＰＩＸ先物取引を中心とする指数先物や国債先物，オプション取引を行うデリバティブ市場があり，上場，売買，清算・決済から情報サービスの提供に至るまでの幅広い取引所ビジネスを展開しております。現物市場に上場する企業の時価総額合計は，世界の取引所の中で第３位，アジアでは最大の市場規模であり（平成23年９月末時点），これらの市場で取引される株式の売買代金は世界で第４位であるとともに，日本国内における上場株式の売買代金の約９割を占める（平成22年１月～12月）など，世界でも有数の取引所であるとともに，我が国証券市場におけるセントラル・マーケットとしての地位を確立しております。

両社を取り巻く環境は，情報通信技術の急速な発達に伴う金融取引システムの発展により，企業や投資家が世界のマーケットの中で最も投資環境の良い取引市場を選択して資金調達や投資活動を行うことが可能となったことで，国境を越えた取引所間での競争が激化している状況にあります。

また，金融取引システムの発展と共に，投資家のニーズの複雑化・高度化が進んでおり，取引所間競争においては，当該ニーズに耐え得るシステムの構築とその安定性・処理性能等の向上が優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっております。

さらに，こうした環境を背景として，海外では国内の取引所同士及び国境を越えた取引所同士の合従連衡の動きが進んでおり，日本の取引所がグローバルな取引所間競争においてプレーヤーとして生き残るためには，規模の拡大，取扱い金融商品の多様化及びコスト削減等による競争力の強化を通じて，流動性の高い効率的な市場を確立し，投資家及び企業の利便性を向上させることが不可欠となっております。

両社は，このような外部環境について共通の危機意識を持ち，競争力強化等のための方策を検討してまいりました。その結果，互いにデリバティブ市場と現物市場という異なる得意分野を持ち，補完関係が成立する両社が経営統合を行い，システム統合等を推進することで両社にとって大きなシナジー効果が得られるとの認識で一致いたしました。また，本経営統合により，国際的な金融センターとしてのプレゼンス向上が図られることは，市場利用者にとっても利便性向上等による多大なメリットを創出し，さらには日本経済の再生に向けた金融資本市場全体の競争力強化に資するものと判断し，両社は経営統合を行うことを合意いたしました。

当社及び東証グループは，本経営統合の手続きの一環として，合併を行います。

３ 当該吸収合併の方法，吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

（１） （省略）

（２） 吸収合併に係る割当ての内容

会社名	当社	東証グループ
本合併に係る割当ての内容	1	0.2019
合併により発行する新株式数	普通株式：459,068株	

（注）東証グループの株式１株に対して，当社の株式0.2019株を割当て交付します。但し，東証グループが保有する自己株式26,260株については，本合併による株式の割当ては行いません。

（３） 合併の日程

統合契約決議取締役会　　平成23年11月22日

合併決議取締役会　　未定

合併予定日（効力発生日）　合併の効力発生日は平成25年１月１日とします。なお，効力発生日は，手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には，両社で合意の上，変更することができます。

（４）その他の吸収合併契約の内容

詳細については未定であり，今後協議のうえ決定いたします。

４ 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

（１）算定の基礎

両社は，本合併に係る合併比率（以下「本合併比率」といいます。）の公正性を確保するため，両社から独立した財務アドバイザーに本合併比率に関する財務分析を依頼することとし，当社はゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。），ＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「ＳＭＢＣ日興」といいます。）及びMoelis & Company UK LLP（以下「モーリス」といいます。）を，東証グループは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー」といいます。），野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及び大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下「大和証券ＣＭ」といいます。）を，それぞれの財務アドバイザーとして起用の上，本合併比率に関する財務分析を依頼いたしました。

各財務アドバイザーによる本合併比率に関する財務分析の概要につきましては，別紙１「本公開買付価格及び本合併比率に係る財務分析の概要」の本合併比率に関する記載をご参照ください。

なお，東証グループの財務アドバイザーがディスカウンテッド・キャッシュ・フロー（以下「ＤＣＦ」といいます。）法／ＤＣＦ分析において使用した算定の基礎となる東証グループの利益推移の試算には，対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として，外部環境の変化やマーケットインフラ整備の実現，商品の拡大等による売買代金及び取引高の増加並びに継続的なコスト削減効果による増益を見込んでいるためです。

（２）算定の経緯

両社は，それぞれが本合併比率に関する財務分析を依頼した財務アドバイザーから提出を受けた算定結果を参考に，相手方に対して両社が相互に実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ，それぞれ両社の財務及び事業の状況，資産の状況，将来の見通し等の要因を総合的に勘案し，両社で慎重に交渉・協議を重ねた結果，本合併比率は妥当であるとの判断に至ったため，両社の取締役会の決議に基づき，両社間で本契約を締結しました。

（３） （省略）

5 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号，本店の所在地，代表者の氏名，資本金の額，純資産の額，総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社日本取引所グループ（仮称）
本店の所在地	東京都中央区
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	株式会社金融商品取引所の経営管理

（注）東証グループの代表執行役社長が代表権を有するグループＣＥＯ（最高経営責任者），当社の代表取締役社長が代表権を有するグループＣＯＯ（最高執行責任者）に就任する予定です。

（訂正後）

1 当該吸収合併の相手会社についての事項

（１）､(２） （省略）

（３）大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成24年９月30日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
モルガン・スタンレーMUＦG証券株式会社	4.35%
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	2.61%
ゴールドマン・サックス証券株式会社	2.61%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	2.39%
リテラ・クレア証券株式会社	1.78%

（４）提出会社との間の資本関係，人的関係及び取引関係

（平成24年10月29日現在）

資本関係	東証グループによる当社普通株式に対する公開買付けの結果，平成24年８月29日付で東証グループの所有する当社議決権数が総株主の議決権数に対する割合で66.67%となり，東証グループは当社の親会社に該当しております。
人的関係	当社の取締役１名は東証グループの子会社である株式会社日本証券クリアリング機構の取締役を兼務しております。
取引関係	当社は，当社が開設する市場で行われた現物株等の取引に係る清算機関として東証グループの子会社である株式会社日本証券クリアリング機構を指定している等の取引関係があります。

2 当該吸収合併の目的

当社は，金融商品取引法上の株式会社金融商品取引所及び金融商品取引清算機関であり，取引所金融商品市場の開設・運営及び金融商品債務引受業を主な事業としています。当社が開設する取引所金融商品市場では，株価指数先物・オプション取引を始めとするデリバティブ取引及び市場第一部・第二部，ＪＡＳＤＡＱ及び上場投資信託受益証券（ＥＴＦ）等を始めとする有価証券の売買を行っております。その中でも，日経平均株価先物取引，日経225mini及び日経平均株価オプション取引は，我が国を代表するデリバティブ商品であり，当該商品を中核としたデリバティブ取引に係る業務は，当社の競争力の主要な源泉となっております。

一方，東証グループは，株式会社東京証券取引所（以下，「東証」といいます。），東京証券取引所自主規制法人，株式会社日本証券クリアリング機構を含む連結子会社５社及び持分法適用関連会社４社を有する金融商品取引法上の金融商品取引所持株会社であり，取引所金融商品市場の開設・運営を主な事業内容としております。東証が開設する取引所金融商品市場には，大きく分けて，株券，ＥＴＦ，ＲＥＩＴ等の有価証券を売買する現物市場と，ＴＯＰＩＸ先物取引を中心とする指数先物や国債先物，オプション取引を行うデリバティブ市場があり，上場，売買，清算・決済から情報サービスの提供に至るまでの幅広い取引所ビジネスを展開しております。現物市場に上場する企業の時価総額合計は，世界の取引所の中で第３位，アジアでは最大の市場規模であり（平成23年９月末時点），これらの市場で取引される株式の売買代金は世界で第４位であるとともに，日本国内における上場株式の売買代金の約９割を占める（平成22年１月～12月）など，世界でも有数の取引所であるとともに，我が国証券市場におけるセントラル・マーケットとしての地位を確立しております。

両社を取り巻く環境は，情報通信技術の急速な発達に伴う金融取引システムの発展により，企業や投資家が世界のマーケットの中で最も投資環境の良い取引市場を選択して資金調達や投資活動を行うことが可能となったことで，国境を越えた取引所間での競争が激化している状況にあります。

また，金融取引システムの発展と共に，投資家のニーズの複雑化・高度化が進んでおり，取引所間競争においては，当該ニーズに耐え得るシステムの構築とその安定性・処理性能等の向上が優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっております。

さらに，こうした環境を背景として，海外では国内の取引所同士及び国境を越えた取引所同士の合従連衡の動きが進んでおり，日本の取引所がグローバルな取引所間競争においてプレーヤーとして生き残るためには，規模の拡大，取扱い金融商品の多様化及びコスト削減等による競争力の強化を通じて，流動性の高い効率的な市場を確立し，投資家及び企業の利便性を向上させることが不可欠となっております。

両社は，このような外部環境について共通の危機意識を持ち，競争力強化等のための方策を検討してまいりました。その結果，互いにデリバティブ市場と現物市場という異なる得意分野を持ち，補完関係が成立する両社が経営統合を行い，システム統合等を推進することで両社にとって大きなシナジー効果が得られるとの認識で一致いたしました。また，本経営統合により，国際的な金融センターとしてのプレゼンス向上が図られることは，市場利用者にとっても利便性向上等による多大なメリットを創出し，さらには日本経済の再生に向けた金融資本市場全体の競争力強化に資するものと判断し，両社は経営統合を行うことを平成23年11月22日付で合意いたしました。

今般，両社は，本経営統合の一環として行われた東証グループによる当社普通株式に対する公開買付け（以下，「本公開買付け」といいます。）が成立し，本公開買付けに係る決済が完了したことから，平成24年10月29日開催の両社の取締役会において，平成25年１月１日を効力発生日として合併（以下，「本合併」といいます。）することを決議し，平成24年10月29日付で合併契約（以下，「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

３ 当該吸収合併の方法，吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

（１） （省略）

（２） 吸収合併に係る割当ての内容

会社名	当社	東証グループ
本合併に係る割当ての内容	1	20.19
合併により発行する新株式数	普通株式：45,906,810株	

（注）統合契約書では，東証グループの株式１株に対して，当社の株式0.2019株を割当て交付することで合意しておりますが（以下，「本合併比率」といいます。），当社は平成25年１月１日付で普通株式１株を100株に分割する株式分割を本合併に先んじて行うことから，本合併契約において，本株式分割の効力発生を条件として，東証グループの株式１株に対して，当社の株式20.19株を割当て交付することに修正しております。但し，東証グループが保有する自己株式26,260株については，本合併による株式の割当ては行いません。

（３） 合併の日程

統合契約決議取締役会　　平成23年11月22日

合併決議取締役会　　平成24年10月29日

合併予定日（効力発生日）　合併の効力発生日は平成25年１月１日とします。なお，効力発生日は，手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には，両社で合意の上，変更することができます。

（４）その他の吸収合併契約の内容

当社が東証グループとの間で，平成24年10月29日付で締結した本合併契約の内容は，次の通りです。

合併契約書

株式会社大阪証券取引所（以下、「甲」という。）及び株式会社東京証券取引所グループ（以下、「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、平成24年10月29日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）

1.　甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）を行う。

2.　本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

（１）吸収合併存続会社

商　号：株式会社大阪証券取引所

住　所：大阪市中央区北浜一丁目８番16号

（２）吸収合併消滅会社

商　号：株式会社東京証券取引所グループ

住　所：東京都中央区日本橋兜町２番１号

第２条（合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1.　甲は、本合併に際して、効力発生日（本合併がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）の前日における最終の乙の株主名簿に記載又は記録された各株主（甲及び乙を除く。以下、「本割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の普通株式の株式数の合計数（会社法第785条第１項に基づく株式買取請求に係る株式数を除く。）に20.19を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2．甲は、前項の規定により交付する普通株式の割当てについては、本割当対象株主に対してその所有する乙の普通株式（会社法第785条第１項に基づく株式買取請求に係る株式を除く。）１株に対し、甲の普通株式20.19株の割合をもって、甲の普通株式をそれぞれ割り当てる。

3．甲及び乙は、甲が効力発生日付で甲の普通株式１株を100株に分割する株式分割（以下、「本株式分割」という。）及び100株を１単元とする単元株制度の採用に係る定款変更（以下、「本単元株制度採用」という。）を行う予定であること、及び前二項に定める甲の普通株式数は本株式分割及び本単元株制度採用が効力を生じたことを前提とする数であることを確認する。

4．乙の株主に割り当てる甲の株式につき、１株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める手続により処理するものとする。

第３条（資本金及び資本準備金等の額に関する事項等）

1．甲が本合併により増加すべき資本金及び準備金等の額は次のとおりとする。

（１）資本金　金6,776,740,000円

（２）資本準備金　金０円

（３）利益準備金　金０円

2．甲は、本合併に先立ち、①甲の資本準備金の額を1,825,557,353円減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の甲の資本準備金の額を30億円とするとともに、②甲の利益準備金の額322,985,592円の全額を減少し、その全額をその他利益剰余金に振り替え、減少後の利益準備金の額を０円とするものとし（以下、「資本準備金・利益準備金減少（甲）」と総称する。）、これらに必要な株主総会の決議を求めるとともに、その他必要な手続を執り行う。

3．乙は、本合併に先立ち、①乙の資本金の額を4,723,260,000円減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の乙の資本金の額を6,776,740,000円とするとともに、②乙の資本準備金の額22,874,693,023円の全額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を０円とするものとし（以下、「資本金・資本準備金減少（乙）」と総称する。）、これらに必要な株主総会の決議を求めるとともに、その他必要な手続を執り行う。

第４条（効力発生日）

1．効力発生日は、平成25年１月１日とする。但し、本合併の効力発生は、(i)本契約の締結後に乙及び株式会社東京証券取引所の間で締結される吸収分割契約（以下、「東証吸収分割契約」という。）に基づく吸収分割の効力が生ずること、(ii)本株式分割及び本単元株制度採用が効力を生ずること、並びに、(iii)資本準備金・利益準備金減少（甲）及び資本金・資本準備金減少（乙）のいずれもが効力を生ずることを条件とする。

2．前項の規定にかかわらず、本合併の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第５条（定款変更）

甲は、本合併の効力発生を条件として、甲及び乙が協議の上合意する内容の定款変更を行うものとし、必要な株主総会の決議を求める。

第６条（取締役及び会計監査人の選任）

1．甲は、本合併の効力発生を条件として、下記の者を甲の取締役としてそれぞれ選任するものとし、必要な株主総会の決議を求める。なお、当該者は効力発生日をもって甲の取締役に就任するものとする。

記

取締役：斉藤 惇（取締役兼代表執行役グループCEO）
米田 道生（取締役兼代表執行役グループCOO）
奥田　務
川本 裕子
久保利英明
堺屋 太一
中務 裕之
林　正和
広瀬 雅行
本田 勝彦
松尾 邦弘
森本　滋
チャールズ・ディトマース・レイク二世

2．甲は、下記の者を甲の会計監査人として選任するものとし、必要な株主総会の決議を求める。なお、当該者は当該株主総会の終結の時をもって甲の会計監査人に就任するものとする。

記

会計監査人：有限責任監査法人トーマツ

第７条（合併承認総会）

甲及び乙は、本契約の承認、その他必要な事項の承認を得るため、平成24年11月20日にそれぞれ株主総会を開催し、その決議を求める。但し、本合併の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第８条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本合併の実行に重大な支障となりうる事象（本合併の実行について必要な法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可等が得られなかった場合を含むが、これに限らない。）が発生し又は判明した場合その他本合併の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第９条（善管注意義務）

1．甲及び乙は、本契約に別段の定めのない限り、本契約の締結後、効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、予め甲及び乙で協議し合意の上、これを行うものとする。

2．前項の規定にかかわらず、甲は、本契約の締結後に乙が乙及び株式会社東京証券取引所の間で東証吸収分割契約を締結し、東証吸収分割契約に基づく吸収分割を行うことを承諾し、乙は、本契約の締結後に甲が甲及び新大証設立準備株式会社の間で吸収分割契約を締結し、当該吸収分割契約に基づく吸収分割を行うこと、並びに本株式分割及び本単元株制度採用を行うことを承諾する。

第10条（優先適用）

本契約の規定は、本契約の締結前にされた甲乙間のいかなる合意にも優先して適用される。

第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本２通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各１通を保有する。

平成24年10月29日

甲：大阪市中央区北浜一丁目８番16号
株式会社大阪証券取引所
代表取締役社長 米田 道生

乙：東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社東京証券取引所グループ
取締役兼代表執行役社長 斉藤 惇

４ 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

（１）算定の基礎

両社は，本統合契約の締結にあたり，本合併比率の公正性を確保するため，両社から独立した財務アドバイザーに本合併比率に関する財務分析を依頼することとし，当社はゴールドマン・サックス証券株式会社（以下，「ゴールドマン・サックス」といいます。），ＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下，「ＳＭＢＣ日興」といいます。）及びMoelis & Company UK LLP（以下，「モーリス」といいます。）を，東証グループは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下，「三菱UFJモルガン・スタンレー」といいます。），野村證券株式会社（以下，「野村證券」といいます。）及び大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（平成24年４月１日付で大和証券株式会社と統合し，大和証券株式会社となりました。以下，「大和証券ＣＭ」といいます。）を，それぞれの財務アドバイザーとして起用の上，本合併比率に関する財務分析を依頼いたしました。

各財務アドバイザーによる本合併比率に関する財務分析の概要につきましては，別紙１「本公開買付価格及び本合併比率に係る財務分析の概要」をご参照ください。

なお，東証グループの財務アドバイザーがディスカウンテッド・キャッシュ・フロー（以下，「ＤＣＦ」といいます。）法／ＤＣＦ分析において使用した算定の基礎となる東証グループの利益推移の試算には，対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として，外部環境の変化やマーケットインフラ整備の実現，商品の拡大等による売買代金及び取引高の増加並びに継続的なコスト削減効果による増益を見込んでいるためです。また，別紙１「本公開買付価格及び本合併比率に係る財務分析の概要」に記載の各財務アドバイザーによる本合併比率に関する財務分析の概要においては，東証グループの株式１株に対し割り当てられる本株式分割前の当社普通株式の株式数のレンジを記載しています。

（２）算定の経緯

両社は，それぞれが本合併比率に関する財務分析を依頼した財務アドバイザーから提出を受けた算定結果を参考に，相手方に対して両社が相互に実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ，それぞれ両社の財務及び事業の状況，資産の状況，将来の見通し等の要因を総合的に勘案し，両社で慎重に交渉・協議を重ねた結果，本合併比率は妥当であるとの判断に至ったため，本統合契約を締結しております。

なお，その後，上記のとおり，本合併の合併比率は当該株式分割及び単元株制度の採用の効力が生じたことを前提として，東証グループの株式１株に対して，当社の株式20.19株を割当て交付することと変更いたしましたが，この合併比率の変更による両社及びその株主への実質的な差異は，本合併比率による場合に１株未満の端数が割り当てられる部分についての処理方法のみであり，当該部分についても実質的な経済的不利益が発生することは想定されず，したがって関係者に与える影響は最小限のものであると考えております。

（３） （省略）

5 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号，本店の所在地，代表者の氏名，資本金の額，純資産の額，総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社日本取引所グループ
本店の所在地	東京都中央区日本橋兜町2番1号
代表者の氏名	取締役兼代表執行役グループCEO 斉藤 惇 取締役兼代表執行役グループCOO 米田 道生
資本金の額	11,500,000,000円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに付帯する業務